

令和8年度 電気柵仕様書

糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会

1. 電気柵の概要

イノシシ防除用3段張り電気柵、イノシシ・シカ防除用5段張り電気柵

2. 購入品名及び数量

別紙「令和8年度 電気柵設計書」のとおり

3. 電気柵設置地区

別紙「令和8年度 電気柵設置地区一覧」のとおり

4. 電気柵の仕様等

(1) 本体機器

- ・ 電気用品安全法の適用を受ける電気柵用電源装置、または感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気柵用電源装置であって、電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置または、蓄電池、太陽電池、その他これらに類する直流の電源から電気の供給を受けるもの
- ・ 防雨設計で屋外設置が可能なもの

① 電源

- ・ 「電気柵設置地区一覧」で指定された方式によるもの
(AC 家庭用電源・ソーラーシステム)
- ・ AC 家庭用電源には、漏電遮断器を用意すること
- ・ ソーラーシステムには、ソーラー向けサイクルサービスのバッテリーを、機器の能力に見合うタイプ(カタログ公表機種)で用意すること
※一体型ソーラーシステムを採用する場合については、標準搭載されたバッテリーでの使用を可とする
- ・ ソーラーシステムには、過充電防止装置を備えること

② 能力

- ・ 「電気柵設置地区一覧」で指定された周囲距離にて確実に稼働、公表している有効距離を上回るものであること
(周囲距離に対して、全て同一能力の機器には限定しない)

③ 出力電圧

- ・ 最大9000V 以上

④表示

- ・稼働状態が確認できるもの

⑤アース

- ・長距離タイプは6本以上、その他は3本以上のセットを指定された個数

(2)支柱

① 中間柱

- ・絶縁性および柔軟性があり復元力のあるグラスファイバー製
- ・イノシシ防除用は、長さ900mm以上、直径10mm以上
- ・イノシシ・シカ防除用は、長さ2000mm以上、直径10mm以上

② 角杭

- ・絶縁性および柔軟性があり復元力のあるグラスファイバー製
- ・イノシシ防除用は、長さ1000mm以上、直径26mm以上
- ・イノシシ・シカ防除用は、長さ2100mm以上、直径26mm以上

③ 支柱間隔

- ・4m以下に1本設置、角杭本数は指定された箇所に設置

④ 碍子

- ・非固定式で上下に容易に調節可能なもの
- ・碍子自体が金属製で通電するもの

⑤ 種別・数量

- ・「令和8年度 電気柵設計書」に指定されたとおり

(3)柵線

①材質

- ・ポリエチレン製とステンレス線とメッキ銅線をよったもの

②柵線径

- ・3mm以上

③抵抗値

- ・長距離用 0.05Ω以下・中距離用 0.2Ω以下

④ 段数

- ・イノシシ防除用3段張り電気柵
- ・イノシシ・シカ防除用5段張り電気柵

⑤ 種別・数量

- ・ 「令和8年度 電気柵設計書」に指定されたとおり

(4) 付属品

① 危険表示板

- ・ 100m当たり1枚設置

② 出入口

- ・ イノシシ防除用は、指定されたゲート1カ所につき、ゲートフック3個設置
- ・ イノシシ・シカ防除用は、指定されたゲート1カ所につき、角杭1本と塩ビパイプ2本使用

③ 管理機器

- ・ 「令和8年度 電気柵設計書」に指定された箇所分において、柵線の通電状態(または異常状態)が目視できる機材を設置

④ 電圧テスター

- ・ デジタル表示式のもの

⑤ 埋設ケーブル

- ・ 地中埋設用ケーブルは直径1.6mm以上であり、電気柵の電圧に耐えられるもの

⑥ 取扱説明書

- ・ 一式

(5) 機材の発送について

① 発送方法

- ・ 機材の一式を発注者が指定した場所へ運搬すること

(6) 機材の故障に伴う対応、保証について

① 対応

- ・ 電気柵を設置した地区の農家からの問い合わせには、迅速に対応すること(農家が希望した場合には、訪問を行うこと)
- ・ 設置後1年以内に一度、現地にて作動状況を点検すること

② 保証

- ・ 正常な使用状態における故障については、1年間の保証期間を設けてあること

5. 発注条件

- ・ 電気柵資材は、現行で製造販売していること
- ・ 修理やアフターメンテナンスが必要な場合、迅速な現場対応が可能であること
※現場までの出張費用は受注者の負担とする。
- ・ 国等の検査等に対して協力すること
- ・ 納品時は、各地区ごと「令和8年度 電気柵設計書」の指定されたとおりの数量に仕分けされた状態で納品すること
- ・ 納品時は、発注者及び地区代表者が立会い、納品先ごとに受注者が取扱説明及び設置立会指導を行うこと
※納品時にかかる費用は受注者の負担とする。
- ・ 電気柵の設置には受注者も同行し、無償で設置指導を行うこと
受注者は初期指導だけではなく設置地区から要望がある限り、対応すること
※設置指導にかかる経費は受注者の負担とする。
- ・ 電気柵導入地区から再度の設置指導等の要望があった場合、無償で受注者が対応すること

6. 仕様確認

- ・ 入札前に仕様の内容を協議会において確認の上、承認された資材による入札を行うものとする。そのため、提出時には、仕様と比較できるようにスペックが記載されたカタログ等資料を提出すること

7. 納品場所

- ・ 受注者は、発注者が指定した場所へ納品すること。

8. 納品・設置指導

- ・ 機器説明、および設置立会指導を、下記期間内に納品と併せて実施すること
※日程は、受け入れ地区の事情により、協議の上変更する場合あり
(ただし、期間の短縮は受け付けない)
- ・ 令和8年6月12日(金)～7月10日(金) 合計29日間

9. 支払条件

- ・ 国の交付金事業を活用するため、交付金納入後の支払いとする。

10. 入札

- ・ 日時 令和8年6月11日(木) 午前10時00分
- ・ 場所 糸魚川市役所 203 会議室
- ・ 入札保証金 免除
- ・ 仕様提案書提出期限 令和8年6月4日(木)午後5時0分(郵送可・期限内必着)

※入札に際し、必ず「仕様提案書」を期限内に提出すること。

仕様提案書を審査し、仕様を満たしていない場合は入札に参加できません。

以上